

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年8月7日 10時33分ごろ |
| 発生場所 | 大分県大分市 ^{たか} 高島北方沖 関崎灯台から真方位061° 2.3海里付近 (概位 北緯33° 17.1′ 東経131° 56.5′) |
| 事故の概要 | 漁船 ^{しげひる} 茂洋丸は、南西進中、また、プレジャーボート ^{せいの} 生野丸は、船首を東方に向けて漂流中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年8月16日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 茂洋丸、3.3トン OT3-60054（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 生野丸、5トン未満（長さ6.80m） 294-14357大分、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂及び擦過傷、防舷材の脱落 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし 視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁を終えて帰港する目的で、約13ノットの対地速力で手動操舵により南西進していた。 船長Aは、航行中、船首方を一見して他船はいないと思い、船尾甲板に腰を下ろして網の修理を行っていたところ、衝突音を聞いてA船とB船とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を東方に向けて機関を中立として漂流を始めた。 船長Bは、船尾甲板で釣りを行っていたところ、左舷船首方から接近するA船を認め、過去に数回、漁船が自船に接近して苦情を言われたことがあったので、A船も苦情を言う目的で接近しておりB船の近くで停止するものと思い、A船が接近する様子を見ながら漂流を続けていた。 船長Bは、A船が減速する様子がなく接近することから、衝突の危険を感じ、機関を操作して前進しようとしたが、B船の船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。 船長Bは、A船が衝突後も航行を続けたので、A船を追い掛けて停 |

| | |
|--------------|---|
| | 船させた後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 |
| 分析 | <p>A船は、南西進中、船長Aが、船首方を一見して船首方に他船はいないものと思い、船尾甲板で漁網の修理作業を行いながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが、左舷船首方から接近するA船を認めた際、A船が自船に苦情を言う目的で接近してB船の近くで停止するものと思い、漂泊を続けたことから、A船が更に接近して危険を感じ、機関を操作して前進しようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が南西進中、船長Aが、船首方を一見して船首方に他船はいないものと思い、船尾甲板で漁網の修理作業を行いながら航行を続け、また、B船が船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが左舷船首方から接近するA船を認めた際、A船が自船に苦情を言う目的で接近してB船の近くで停止するものと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、漁網の修理など他の作業を行うことなく、周囲の見張りを常時適切に行うこと。 ・ 船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が停止するなどの予断を持たず、余裕がある時機に移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 船長は、他船と衝突した場合、速やかに停船して人的及び物的被害がないか確認すること。 |